

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱について

令和5年6月8日

介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告の取り扱いについては次のとおりとします。

1. 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者等（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービス等とする。

（注）指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービス（通称お泊りデイサービス）や有料老人ホームにおけるサービスを含む。

2. 報告を要する事故等

事業者は、次の（１）～（４）の場合、あま市及び関係市町村へ報告する。

（１）サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ・医師（施設の勤務医、配置医（以下、「勤務医等」という。）を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故については、原則として全て報告すること。
※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。
※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいない場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。
- ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金・賠償金を支払った場合とする。
- ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。

（２）食中毒及び感染症の発生

- ・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、新型コロナウイルス、その他の感染症が発生した場合とする。

（３）職員（従業員）の法令違反・不祥事件等の発生

- ・利用者の処遇に影響があるものとする。
（例）利用者からの預かり金の横領、個人情報紛失等。

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

- （例）利用者等の保有する財産を消滅させた等。

3. 報告方法

- （１）事業者は、事故等が発生した場合、速やかにあま市及び関係市町村へ電話等で報告（第一報）をする（注1）。

(2) 事業者は、その後の経過について、順次あま市及び関係市町村へ報告すること。

(3) 報告の様式は、「事故報告書」を標準とする(注2)。

(注1) 第一報の際は、事故報告書内の1から6までの項目について、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。また、事故処理の区切りがついたところで、事故報告書に整理し、報告をすること。

(注2) 2の(2)から(4)までの場合は、適宜、「その他」や「詳細」欄を用いて、報告すること。

4. 報告先

あま市福祉部高齢福祉課 介護保険係

住 所 あま市七宝町沖之島深坪1番地

電 話 052-444-3141 (ダイヤルイン)

F A X 052-443-2571

(注) 事故等対象者があま市以外の保険者(市町村)に属する場合は、当該保険者にもあわせて報告してください。

5. 報告の手順

① 事故後、各事業者は、速やかに電話等で報告する。

(注3) 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町村の受付者の名前を確認すること。

(注4) F A Xの場合は、

- ・ F A X送信後、市町村へ到着したかどうかの確認を行うこと。
- ・ 書式は「事故報告書」を使用すること。

例1 : 午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝に報告を行う。

例2 : 金曜日夜刻に事故が発生した場合には、土日の間にF A Xを送信し、月曜日の朝に電話確認を行う。

② 事故処理の経過について、電話又はF A Xで適宜報告をする。